

質 問 回 答 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 6 月 3 日

「全世界太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画フォローアップ協力(第三バッチ)」

(公示日:2021 年 5 月 19 日/調達管理番号:21a00212)について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P.10 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項 1 プロポーザルに記載されるべき事項 (1)コンサルタント等の法人としての経験、能力 1)類似業務の経験 注)類似業務: <u>再生可能エネルギー</u> 二、太陽光発電事業に係る各種調査	類似業務に再生可能エネルギーとありますが、水力発電に関する調査も評価頂けるでしょうか？	太陽光発電システムに係る協力のため、太陽光発電に係る業務経験をお持ちの方が望ましいですが、水力発電に係る調査経験も含め、総合的に判断させていただきます。
2	P.16 2) 設備不具合の分析・改修方法検討 ②機材の不具合原因を特定し、改修の基本方針・・・	本体工事の元請け会社へ情報開示依頼について、業務開始後の貴機構支援は得られるか？ 具体には、本体工事完了後から現在までの、相手国からの修理依頼・相談やその対応結果。	円滑な事業実施のため可能な範囲で支援を行う予定です。

<p>3</p>	<p>P.16 2) 設備不具合の分析・改修方法検討 ②機材の不具合原因を特定し、改修の基本方針・・・ - - - - - P.19 1) 業務量の目途 約 11 人月 (MM) (現地 5 M/M, 国内 6 M/M) - - - - - P.5 2) 以下の費目については、別見積りとしてください a) 旅費(航空賃)</p>	<p>左記より、受注者は現地調査を行うのが基本的な計画と考える。他方、コロナ渦等での渡航制約に対応する場合、遠隔での現実的な調査計画を提案する必要がある。この場合、通常調査(渡航有)と遠隔調査(渡航無)で必要な直接経費の費目が異なる。 具体には、通常調査の航空賃が、別見積(価格競争対象外)で、遠隔調査の対応費用(例えば現地の特殊傭人費用)が内見積(価格競争対象)であるのは、適当でないとおもわれます。 <u>遠隔調査関連費用の別見積もり計上のご検討をお願いできますでしょうか？</u></p>	<p>現地調査を想定して、積算ください。企画競争説明書「第2章プロポーザル作成に係る留意事項」の 1、(2)に記載のとおり、遠隔調査の場合に発生する経費は見積不要です。</p>
<p>4</p>	<p>コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017 年 4 月) P.1 【調達の三原則】 (中略) 透明性・・・調達のルールやプロセスを出来る限り外部に公開すること</p>	<p>提案者は、業務開始後、業務遂行に十分な能力と経験を有する本邦法人への再委託を貴機構に相談する予定である。その場合の留意点として通常の無償事業は、日刊建設新聞等で入札公告が行われ、広く公開されるが、今回は受注者からの再委託であり状況が異なる。(同ガイドラインから新聞での対応までは読み取れない)。 そこで、本案件でも一般的な無償案件同様、調達の透明性や公平性を担保する主旨で、<u>再委託の入札公告を行ってもよいか？</u></p>	<p>一般業務費の雑費に計上ください。</p>

		<u>またその費用(17 万円程度)を別見積もりで計上してよいか？</u>	
5	<p>P.2 (6)部分払の設定 本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します。 1)2021 年度末(2022 年 2 月頃) - - - - -</p> <p>P.15 (2)本業務の実施期間 本事業は、2021 年度内に再委託による改修業務を完了させ、2022 年度は年度末に瑕疵検査のみ行うことを想定している。</p>	<p>提案者は再委託先への契約は改修業務と瑕疵検査とを1本の契約で実施すると考えている。ただし、支払いはイベントベース(例:頭金、製造完了、据え付け完了、瑕疵検査)と考えている。</p> <p>上記イベント払いで実施できたところまでが、2022 年 2 月頃の部分払いの対象と考えてよいか？</p>	<p>再委託契約については、当該再委託契約が完了していなくても、再委託のうち、既に業務と支払いが完了したものを部分払金額の算出に含めることができます。(部分払いについては、以下を確認下さい。 https://www.jjica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/payment.html)。本契約に部分払いを盛り込むことについては、契約交渉で確認事項とします。</p>
6	<p>配布資料 フォローアップ協力概要(ガーナ) P.4 (別紙 -1:フォローアップ協力の内容) 2. パワーコンディショナー</p> <p>メーカーの技術者を派遣して不具合箇所の特定・診断を行い、診断結果</p>	<p>ガーナ国の改修内容は、現在公示中の第1バッチや第2バッチと異なり、100kW 級パワーコンディショナーの一部改修(5台中 2 台)であり、技術的に高度な専門性を求められ、また、一般的に既設メーカーが開示しない設計情報が、故障箇所の特定には必要である場合がある。</p> <p>更に、場合によってはパワコン内部の基盤操作も必要で、既設メーカーはその操作をユーザー(対象国の実施機関含)が実施すると想定していない(責任の問題)。</p>	<p>不具合箇所の特定・原因の検討補助については、再委託を認めます。なお、再委託により当該業務を行う場合でも、その費用については本見積りに含めてください。</p> <p>なお、企画競争説明書に記載の通り、メーカー等による設備改修業務に係る技術者派遣費及び機材費については、定額見積としてください。</p>

<p>を踏まえて機材の修理もしくは更新を行う必要がある。</p>	<p>よって、本案件(第1・第2バッチ除く)は、技術的妥当性により、既設メーカー技術者を現地に派遣して、不具合箇所を確認後、<u>コンサルタントが概略設計を行う</u>のが現実的と考える。</p> <p>この場合、例えば、再委託を2度行う事を提案し、1回目は、既設メーカーに随契で再委託を行い、現地調査等にて不具合箇所の特定・原因の検討補助を行う。その後、コンサルタントが概略設計を実施する。</p> <p>なお、既設メーカーの再委託調査結果(再委託報告書)は、2回目の再委託先選定時の見積依頼書に添付して公平性を担保する(No.4の質問にも関連)。</p> <p>上記提案は受け入れられるか？ また、第1回の既設メーカーへの再委託費を別見積もりで計上してよいか？</p>	
----------------------------------	--	--

以上